

広報 おだわら

ODAWARA PUBLIC INFORMATION

都市景観特集号

平成5年12月15日

発行：小田原市役所
〒250 小田原市藤窪300 番地
編集：都市計画課（☎33-1573）



まちづくりの 新しいルール

☆都市景観条例☆

平成6年3月1日スタート

まちの景観は、そこに生活する人々の文化とそのまちの住み心地をはっきりと映し出しています。そして、美しい景観をもつまちは、人々の心を引きつける魅力をもっています。

小田原市では、まちづくりの計画である「おだわら21世紀プラン」のメインテーマ

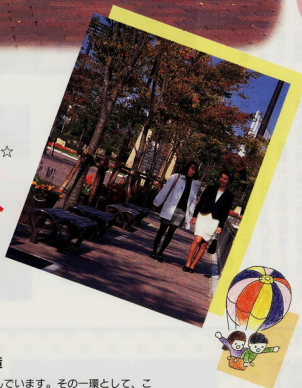
『きらめく城下町・おだわら』の創造

を実現するため、都市景観行政に積極的に取り組んでいます。その一環として、このたび「小田原市都市景観条例」を制定しました。

時の流れと人々の生活の中で育まれてきた小田原らしいまちの景観を守り、育てるとともに、さらに新しい小田原らしさをつくりあげていくことにより、私たちのまちを市民一人ひとりが親しみや愛着を感じ、次代を担う子供達に誇れるものにしていきましょう。

ここに条例のあらましを紹介するとともに、よりよい景観づくりへのみなさんのご理解とご協力をお願いします。

なお、この条例は、平成6年3月1日から施行します。



あなたのまちを
すてきにデザイン！

の手で

～都市景観条例のあらまし～

景観ってなあに？

私たちのまちにはそれぞれの「景色」があります。「景色」は、山・川・海などの自然、建物・道路・橋などの人工物、そして季節・時刻・天候などがつくりだしたものです。「景色」はそれぞれの場所、その時々地域の姿です。

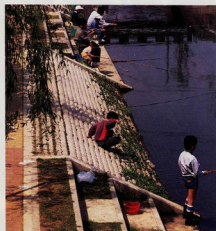
「景観」ということばがあります。「景色」と「景観」とはどこが違う感じがします。

「景色」のこちら側には「景色」を見て、感じ、読み取る「私」がいます。私たちはそれぞれの経験、知識、習慣またそのときの心持ちによって景色を見て、その中に歴史や文化、にぎわい、美しさ、落ちつき、美しさなど、様々な意味を感じます。

「景観」が私たちの眼（観）を通して、多様な意味と価値を持つ「景観」になります。「景観」とは、私たちの眼と心に映るまちの姿といえます。

景観からのまちづくり

小田原のまちを見回してみませんか。確かに暮らしは便利になつてきています。しかし、このまちには足りないもの、欠けているものがあることに気づくはずです。それは、まちが成長することに必要になりすぎて、知らず知らず忘れられてしまったゆとりやうるおいといったものです。近年、ゆとりやうるおいに対する市民の意識が高まり、これを積極的に受け入れようとする傾向が強まっています。



まちづくりにおいても、真に豊かさが感じられる生活の場や美しいまちの実現が求められ、地域の特色を生かした個性豊かな魅力ある、良好な都市景観づくりへの取組みが大切であると考えられます。優れた都市景観をつまちは、訪れる人々に感動を与え、そこで生活する人々の感性を磨き、まちへの愛着、誇りを育み、心を豊かにします。もう一度、足元を踏み直し、市民のみなさんが主人公となって、ゆとりや豊かさが感じられる美しいまち「わたわれ」を共に創造していきましょう。

景観はみんなで作る 育むもの

まちのすべてが都市景観を構成しています。ですから景観づくりのためには、まちに暮らし、活動する人みんなが協力しあうことが必要です。

市民・事業者は、都市景観をつくっていく主役です。みなさんの住まいや庭、門、塀などは景観づくりの基本となるものです。隣の人や通りかかってくる人を感じられるように、道路沿いに木や花を植えたり、近隣の人々に呼び掛けて文化活動を始めるなど、みなさん一人ひとりが身近なところでの景観に対する気配りを行い、また積極的な参加が必要なのです。

市は、景観の向上を図るため、公共的な施設、道路、公園などに魅力あるものに積極的に整備します。また、民間の建物などのデザインについても、周辺と調和したまちなみとなるよう誘導したり、市民の自主的なまちづくりを援助します。



い・ろ・い・ろ



にぎやかな商店街



雄大な酒匂川



落ち着いたたたずまいの住宅街

まちなみをあなた

都市景観条例は…

一良好な景観づくりに市民のみなさんが参加する制度です

まちの景観は、私たちに憩いやすさを与える大きな要素です。樹木や道路、建物などがつくり出す都市の中の景観は、人の住むまちとしての美しさ、にぎわい、くつろぎの空間を演出します。

都市景観条例は、このまちが持っている豊かな自然や歴史的な環境を活かしながら、さらに美しく、快適で、魅力あるまちに育てていくために、市民、事業者、行政が一体となり景観づくりについて考え、取り組むことができる仕組みです。

小田原の優れた景観の特性や資源を大切に守り、育てながら魅力ある都市景観を形成するために、この条例を活用し、景観づくりに積極的に取り組んでください。

条例の主な内容

地区指定制度

優れた景観づくりを行う必要がある地区を対象として、地区の特性に応じ景観形成計画や基準を作成し、地区の景観づくりを進めます。指定地区には、市が積極的に進める「景観形成地区」と「眺望保全地区」、市民のみなさんの発意により進める「自主的景観形成地区」があります。

届出制度

大規模な建築物、工作物、土地の形質の変更は優れた都市景観づくりに大きな影響を与えることになります。そのため、これらの行為をするときは、あらかじめ都市計画課へ届出をしていただき、周辺との調和を図っていきます。

表彰・助成

市は、市民のみなさんが組織をつくって景観づくりの活動を行う場合に、技術的援助や活動費の助成を行います。また、優れた景観づくりに寄与している建築物などの所有者、設計者、旅行者を表彰します。

平成6年3月1日から一定規模の建物を
建てる時などは **届出** が必要になります



届出対象行為

- ・ 最高の高さが12m以上または延べ面積が1,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕や模様替え
- ・ 最高の高さが12m以上の工作物の新設、増設、改造、移設、大規模な修繕や模様替え
- ・ 主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、面積が9,000㎡以上のもの

届出対象地域

小田原市全域

届出の時期

建築確認申請など法令上の手続きを行う日の30日前までに小田原市都市計画課へ届出をしてください

届出の流れ

建築物等の企画・構想

「都市景観ガイドプラン」「景観づくりのてびき」などを使用して計画・設計を行ってください。

事前相談

企画・構想の段階で都市計画課へご相談ください。

届出書提出

法令上の手続きを行う日の30日前までに都市計画課へ届出をしてください。

要 請

都市計画課から景観に配慮するようお願いをします。

法令上の手続き

建築確認申請
開発行為許可申請 など

ま／ち／の／け／し／き／



小田原の歴史



周辺と調和した公共施設



夕暮れが美しい小田原漁港

景観づくりに 取り組んでいます

— 幸田・三の丸地区 —

「小田原市都市景観ガイドプラン」では、特に重点的に景観形成を実践していく地区として小田原城南辺地区（約一七五ヘクタール）を位置付けています。その中に位置している幸田・三の丸地区は、小田原城址公園の東側、小田原駅から御幸の浜に向かう南北軸（お堀通り）を対象としています。

ここでは、地区にお住まいの方、営業されている方、土地や建物をお持ちの方が中心となり、市とともに、まちづくりの専門家の助言を受けながら、活気があり、小田原城を中心とする歴史的な雰囲気を感じられるまちをみにつくことを目指して、地区の景観形成計画について話し合いを重ねているところです。

今後は、景観形成地区の指定を行う予定です。



イメージ図

「景観づくりのてびき」 を活用しましょう

市では、平成5年4月に「景観づくりのてびき」を作成しました。これは、小田原市都市景観ガイドプラン「小田原市都市景観条例」に基づき、みなさんが魅力ある景観づくりに取り組むための手がかりとなるものです。

みなさんが建物を建てる時、またまちづくりを考えるとき、まちの特色を活かしたまちなみをつくるためのチェックポイントや、景観向上の工夫、ワンポイントアドバイス、市主体にかかる共通のてびき、建築物の調査・設計のてびきなど項目ごとに示しています。また、実際に活用するためのチェックシートも掲載されています。

景観形成は、日頃みなさんが住んでいるあたり働いているまちを、うるおいがあり、快適で、美しいまちにすることが、よりよい景観づくりを考えるとき、この冊子をぜひ活用ください。

なお、「景観づくりのてびき」は、都市計画課窓口で配布しています。



景観づくりは 身近なところから

景観づくりの工夫は、一人でもできることから開始。近所の人同士で話し合ってみよう、さらにはまちぐるみで行うことも様々な方法があります。例えば住宅地では、

- ・フラワーポットで窓辺を飾る
- ・ブロック塀などを生け垣に変える
- ・建替えのとき建物の外壁を落ち着いた色彩にする

商店街では、

- ・路面を歩きやすく整備しポケットパーク（小公園）などを設ける
- ・建替えのときに壁面の位置をそろえる
- ・統一したデザインの看板に変える

などが考えられます。

まず身近なところから、一人ひとりができることから工夫をしていくことで、少しずつまちの表情が変わり、まちが生き生きとしてきます。さあ、みんなで……



ポケットパークで飾ったまちかど
(橋本景橋本市)



「都市景観条例」「景観づくりのてびき」、その他景観づくりに関するお問い合わせ、ご相談などは

都市計画課景観係まで
☎ 0465 (33) 1573



落ち着いた風情の生け垣



窓辺のフラワーポット